

施策体系と目標(目標追加)

(4. 廃棄物・リサイクル対策の推進)

資料2-5-2

施策4 廃棄物・リサイクル対策の推進

4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築

4-2 循環資源の適正な3Rの推進

4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)

4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)

4-5 廃棄物の不法投棄の防止等

4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理

4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)

4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策

目標の概要

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。

達成すべき目標

東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。

本施策を定常化した経緯・背景

東日本大震災以降も、平成25年10月の伊豆大島や平成26年8月の広島市での土砂災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害のように、災害の頻度・規模とも増大し、災害廃棄物の処理費用の補助にとどまらない政府一丸となった支援が必要な非常災害が毎年発生している。

環境省では、東日本大震災等における災害廃棄物処理の教訓を踏まえ、法改正を行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」(平成27年法第58号、平成27年7月公布)が平成27年8月6日に施行され、平時の備えにおける国の責務も追加された。

さらに、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の大規模災害が今後30年以内に発生することが懸念されており、東日本大震災以上の規模の災害への対応が政府一丸となって進められている。

これらを踏まえ、大規模災害時のみならず、平時の備えから通常災害さらには大規模災害発生後の対応まで切れ目のない対応を実施するため、平成28年度に災害廃棄物対策室が設置されることとなった。

災害廃棄物対策については、災害廃棄物の発生による様々な影響を最小限に抑えるとともに、地域社会の迅速な復旧・復興を図ることができるよう、他の防災分野の施策と同じく、平時から常に取り組んでいくことが重要であるため、定常化する必要がある。

具体的な施策の内容

- 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画のガイドライン策定、策定推進のためのモデル事業等の実施
- 地方環境事務所が主体となって策定する地域ブロックでの大規模災害廃棄物対策行動計画の策定支援
- 広域的な災害廃棄物処理体制の構築
- 災害廃棄物処理支援ネットワークの運営
- 災害対策基本法に基づく大規模災害発生時の発災後の災害廃棄物処理指針の策定、代行処理
- 災害廃棄物対策に関する技術的な国際支援 等